

業務用冷凍空調機器のユーザー様へ

点検が義務化 されました。

フロン類が充填された**業務用冷凍空調機器**（第一種特定製品）の
管理者（ユーザー様）が対象となります。

以下のような罰則があります。

- ・ フロンをみだりに放出した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ・ 「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、50万円以下の罰金。
- ・ 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告の場合、20万円以下の罰金。
- ・ 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合、20万円以下の罰金。
- ・ 算定の漏えい量の未報告、虚偽報告の場合、10万円以下の過料。

お力添えにおまかせください！



一定容量以上の機器は、**有資格者による点検**が必要です。
記録簿作成致します。

第一種特定製品とは

冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

①業務用空調機器

パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿器など

②業務用冷凍・冷蔵機器

コンデンシングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、児童販売機、業務用冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置、冷凍機応用製品（ヒートポンプ給湯器等）など

管理者（ユーザー様）が取り組むことは

点検

●機器の点検の実施

- ①全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検（製品外観の目視確認など）
- ②一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検（有資格者による点検）

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW 以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW 以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW 以上 50kW 未満のエアコン	3年に1回以上

修理

●漏えい防止装置／未修理の機器への冷媒充填の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止
適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません

記録

●点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器ごとに記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定 報告

●フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填改修業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

フロン排出抑制法への対応はもちろん、
空調機故障の際の対応、空調機メンテナンス、各種設備工事、各種営繕工事、
その他建物管理など、お気軽にご相談ください。

フロン排出抑制法に関するお問い合わせ先

- 経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL：03-3501-4724
- 環境省 フロン等対策推進室 TEL：03-3581-3351

キングランリニューアル株式会社

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-10

TEL：03-6324-1328 FAX：03-5298-1855



0800-900-3888



エイトリニューアル | 検索
<http://eight-renewal.com/>